

平成 20 年 6 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社バンテック・グループ・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 篠田 紘明
(コード番号 9382 東証第 1 部)
問合せ先 常務執行役員 小田 順理
(TEL. 045-410-0844)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 6 月 2 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 6 月 25 日開催予定の第 3 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

変更の理由は以下のとおりであります。

- (1) 当社株式が平成 19 年 9 月 18 日をもって東京証券取引所市場第一部へ上場されたことに伴い、証券保管振替機構の株券保管振替制度において取り扱われておりますので、現行定款第 8 条（株主名簿管理人）、第 13 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）について所要の変更を行うものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）の施行までに端株を廃止するため、端株に関する規定について所要の変更を行い、附則第 45 条を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

別紙のとおりです

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 20 年 6 月 25 日（水）
定款変更の効力発生日	平成 20 年 6 月 25 日（水）

別紙

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 当会社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第8章 附 則</p> <p>第42条 当社は、端株につき名義書換代理人を置く。</p> <p>(2) 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>(3) 当会社の端株原簿の作成及び備置き、その他の端株原簿に関する事務はこれを名義書換代理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第43条 当会社の端株に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 当会社の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">第8章 附 則</p> <p>第42条 (現行どおり)</p> <p>第43条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第 44 条 当社は、毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、剰余金の配当を行うことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 45 条 本附則は、当社の端株が存在しなくなった時をもって削除されるものとする。</p>	<p>第 44 条 (現行どおり)</p> <p>第 45 条 <u>前 3 条の定めにかかわらず、平成 20 年 9 月 30 日の経過をもって、当社は 1 株に満たない端株については、これを端株として端株原簿に記載または記録しないこととする。</u></p> <p>第 46 条 (現行どおり)</p>

以 上